

保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令新旧対照条文

目次

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	．．．．．	1
○ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）	．．．．．	41
○ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第二十三号）	．．．．．	45
○ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第二十三号）附則第二条第一項から第三項までの規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）	．．．．．	67

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
目次 第一編（略） 第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者 第一章～第六章（略） 第七章 保険契約の移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託 第一節 保険契約の移転（第八十八条の二―第九十二条） 第二節・第三節（略） 第八章～第十一章（略） 第十二章 少額短期保険業者の特例 第一節～第四節（略） 第五節 保険契約の移転等（第二百十一条の六十一―第二百十一条の七十） 第六節（略） 第三編 保険募集 第一章 通則（第二百十二条―第二百十二条の六の三） 第二章～第五章（略） 第四編・第五編（略） 附則	目次 第一編（略） 第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者 第一章～第六章（略） 第七章 保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託 第一節 保険契約の包括移転（第八十八条の二―第九十二条） 第二節・第三節（略） 第八章～第十一章（略） 第十二章 少額短期保険業者の特例 第一節～第四節（略） 第五節 保険契約の包括移転等（第二百十一条の六十一―第二百十一条の七十） 第六節（略） 第三編 保険募集 第一章 通則（第二百十二条―第二百十二条の六） 第二章～第五章（略） 第四編・第五編（略） 附則

（更生計画に基づく行為に係る計算に関する特則）

第二十四条の十二 更生会社（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号。以下「更生特例法」という。）第百六十九条第七項（定義）に規定する更生会社をいう。以下この項において同じ。）が更生計画（同条第二項に規定する更生計画をいう。以下この項において同じ。）に基づき行う行為についての当該更生会社が計上すべきのれん、純資産その他の計算に関する事項は、この府令の規定にかかわらず、更生計画の定めるところによる。

2 更生計画（会社更生法第二条第二項（定義）及び更生特例法第百

六十九条第二項に規定する更生計画をいう。第九十条第二項、第百六十八条第二項及び第二百十一条の六十四第二項において同じ。）

において相互会社（同条第七項に規定する更生会社を除く。）が吸収合併（更生特例法第二百七十条第一項（吸収合併）及び第三百六十一条第一項（吸収合併）に規定する吸収合併をいう。以下この項において同じ。）に際して更生会社（会社更生法第二条第七項及び更生特例法第百六十九条第七項に規定する更生会社をいう。第九十条第二項、第百六十八条第二項及び第二百十一条の六十四第二項において同じ。）の更生債権者等（会社更生法第二条第十三項及び更生特例法第百六十九条第十三項に規定する更生債権者等をいう。以下この項において同じ。）を当該相互会社の基金の拠出者とする当

（更生計画に基づく行為に係る計算に関する特則）

第二十四条の十二 更生会社（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号。次項において「更生特例法」という。）第百六十九条第七項（定義）に規定する更生会社をいう。以下この項において同じ。）が更生計画（同条第二項に規定する更生計画をいう。以下この項において同じ。）に基づき行う行為についての当該更生会社が計上すべきのれん、純資産その他の計算に関する事項は、この府令の規定にかかわらず、更生計画の定めるところによる。

2 更生計画（会社更生法第二条第二項（定義）及び更生特例法第百

六十九条第二項に規定する更生計画をいう。）において相互会社（同条第七項に規定する更生会社を除く。）が吸収合併（更生特例法第二百七十条第一項（吸収合併）及び第三百六十一条第一項（吸収合併）に規定する吸収合併をいう。以下この項において同じ。）に際して更生会社（会社更生法第二条第七項及び更生特例法第百六十九条第七項に規定する更生会社をいう。）の更生債権者等（会社更生法第二条第十三項及び更生特例法第百六十九条第十三項に規定する更生債権者等をいう。以下この項において同じ。）を当該相互会社の基金の拠出者とする当該基金を割り当てた場合には、当該更生債権者等を基金の拠出者とする当該基金の額も当該吸収合併に係る吸収合併対価（吸収合併に際して吸収合併存続相互会社が吸収合併

該基金を割り当てた場合には、当該更生債権者等を基金の拠出者とする当該基金の額も当該吸収合併に係る吸収合併対価（吸収合併に際して吸収合併存続相互会社が吸収合併消滅会社の社員又は株主に対して交付する財産をいう。）として考慮するものとする。

（銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置）

第五十三条の三の三 保険会社は銀行等である生命保険募集人又は損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な保険募集により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、銀行等への委託（法第二百七十五条第三項の規定による再委託を含む。第五十三条の八及び第五十三条の十一において同じ。）に関して方針を定めること、当該銀行等の保険募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならない。

（届出事項等）

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 十七 （略）

十八 第二百十二条の六の三第二項各号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合

2 6 （略）

消滅会社の社員又は株主に対して交付する財産をいう。）として考慮するものとする。

（銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置）

第五十三条の三の三 保険会社は銀行等である生命保険募集人又は損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な保険募集により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、銀行等への委託に関して方針を定めること、当該銀行等の保険募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならない。

（届出事項等）

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 十七 （略）

（新設）

2 6 （略）

第七章 保険契約の移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託

第一節 保険契約の移転

(保険契約の移転に係る公告事項)

第八十八条の三 法第百三十七条第一項（法第二百五十一条第二項及び第三項により読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により法第百三十七条第一項の規定を読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により法第百三十七条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項）とする。

一 移転先会社の商号、名称又は氏名

二 移転先会社の本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地

三 移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条又は第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この号及び第九十条第二項第十四号において同じ。）及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

第七章 保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託

第一節 保険契約の包括移転

(保険契約の移転に係る公告事項)

第八十八条の三 法第百三十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、移転先会社の商号、名称又は氏名及び本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地とする。

四 保険契約の移転後における移転対象契約（法第三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。第九十条第二項及び第九十条の二第一号において同じ。）に関するサービスの内容の概要

五 法第三十七条第五項に関する事項

六 保険契約の移転前及び移転後における移転会社及び移転先会社の法第一百四十四条第一項に規定する契約者配当又は社員に対する剰余金の分配（以下この号において「配当等」という。）の方針並びに保険契約の移転前における移転会社及び移転先会社の配当等の額

七 移転対象契約者（法第三十五条第三項に規定する移転対象契約者をいう。第九十条第二項及び第九十条の二第五号において同じ。）に対する剰余金の分配をする場合には、その旨及びその分配の方法

（保険契約に係る債権の額）

第八十九条 法第三十七条第三項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合及び法第二百七十条の四第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とする。

一〇三 （略）

第八十九条 法第三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とする。

（保険契約に係る債権の額）

一〇三 （略）

(移転会社が払い戻すべき金額)

第八十九条の二 法第百三十七条第五項に規定する内閣府令で定める金額は、第六十九条第一項第二号の二又は第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てた金額とする。

(保険契約移転手続中の契約に係る通知事項)

第八十九条の三 法第百三十八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十八条の三各号に掲げる事項とする。

(保険契約の移転の認可の申請)

第九十条 法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、法第百三十七条第一項の異議を述べるべき期間経過後一月以内に、移転会社及び移転先会社の連名の認可申請書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類(法第百二十五条第一項

(新設)

(保険契約移転手続中の契約に係る通知事項)

第八十九条の二 法第百三十八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十八条の三に規定する事項、移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(法第百三十条又は第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条において同じ。)及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに移転後における移転対象契約(法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。次条第二項において同じ。)に関するサービスの内容とする。

(保険契約の移転の認可の申請)

第九十条 法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、法第百三十七条第二項の期間経過後一月以内に、移転会社及び移転先会社の連名の認可申請書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項の規定により法第三百三十九条第一項の規定を読み替えて準用する場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあつては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇五 (略)

六 移転対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面

七 移転会社を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

イ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額

ロ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性

ハ 保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性

(削る)

八 (略)

九 移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあつて

い。

一〇五 (略)

(新設)

六 移転会社を保険者とする保険契約について、移転対象契約及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

七 移転対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面

八 (略)

九 移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあつて

は、日本における保険契約）について、次に掲げる事項を記載した書面

イ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後に於ける保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金（外国保険会社等にあつては、法第九十九条において準用する法百六条第一項の責任準備金）その他の準備金の額

ロ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転後における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性

ハ 保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性

十 法百三十七条第一項の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十一 法百三十七条第一項の異議を述べるべき期間内に異議を述べた移転対象契約者の数又はその者の第八十九条に規定する金額が、法百三十七条第三項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合及び法第七十条の四第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面

十二 前号の異議を述べた移転対象契約者の異議の理由及び当該異議に対する移転会社又は移転先会社の対応を記載した書面

十三 移転対象契約者に対する剰余金の分配をする場合には、その

は、日本における保険契約）について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金（外国保険会社等にあつては、法第九十九条において準用する法百六条第一項の責任準備金）の額を記載した書面

十 法百三十七条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

十一 法百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第八十九条に規定する金額が、法百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面

（新設）

（新設）

額及びその算出方法並びにその分配の方法を記載した書面

十四 移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面

十五 移転先会社の移転対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面

十六 保険契約の種類ごとに法第三百三十七条第五項に規定する場合において解約する旨を申し入れた移転対象契約者の数並びに同項の規定により移転会社が払い戻すべき金額及びその算出方法を記載した書面

十七・十八 (略)

(保険契約の移転の認可の審査)

第九十条の二 金融庁長官は、前条第一項の規定による認可の申請に係る法第三百三十九条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 保険契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

二 保険契約の移転後において、移転会社を保険者とする保険契約及び移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれること。

(新設)

(新設)

(新設)

十二・十三 (略)

(新設)

三 保険契約の移転後において、移転先会社の第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金又は第六十四条第一項の契約者配当準備金（外国保険会社等にあつては、第四百四十六条第一項の契約者配当準備金）が適正に積み立てられることが見込まれること。

四 保険契約の移転後において、移転会社及び移転先会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること。

五 移転会社が、移転対象契約者に対して剰余金の分配をする場合には、当該分配が適正に行われるものであること。

（保険契約の移転後の公告事項）

第九十一条 法第四百四十条第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三百三十七条第一項から第三項までに規定する手続の経過

二 （略）

（計算書類に関する公告事項）

第二百五条の二の四 法第七十三条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（分割当事会社（法第七十三条の四第二項に規定する分割当

（保険契約の移転後の公告事項）

第九十一条 法第四百四十条第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三百三十七条第一項から第四項までに規定する手続の経過

二 （略）

（計算書類に関する公告事項）

第二百五条の二の四 法第七十三条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（分割当事会社（法第七十三条の四第二項に規定する分割当

事会社をいう。次条において同じ。）又は会社法第七百八十九条第二項第三号、第七百九十九条第二項第三号若しくは第八百十條第二項第三号（債権者の異議）の株式会社（吸収分割株式会社、吸収分割承継株式会社又は新設分割株式会社に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が同法第四百四十条第一項（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十条第二項（計算書類の公告）の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イゝハ （略）

二〇六 （略）

（会社分割に係る公告事項）

第一百五條の三 法第七十三條の四第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 法第七十三條の四第二項の規定による公告をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる事項

イ 分割当事会社の会社分割後における資本金の額

ロ 吸収分割会社（法第七十三條の四第一項第一号に規定する

吸収分割会社をいう。以下この条及び第一百五條の六第一項第六

号において同じ。）又は新設分割会社（法第七十三條の四第

一項第三号に規定する新設分割会社をいう。以下この条、第百

五條の五の三第三号及び第一百五條の六第一項第六号において同

事会社をいう。次条及び第一百五條の五の四において同じ。）又は会社法第七百八十九条第二項第三号、第七百九十九条第二項第三号若しくは第八百十條第二項第三号（債権者の異議）の株式会社（吸収分割株式会社、吸収分割承継株式会社又は新設分割株式会社に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が同法第四百四十条第一項（法第十三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十条第二項（計算書類の公告）の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イゝハ （略）

二〇六 （略）

（会社分割に係る公告事項）

第一百五條の三 法第七十三條の四第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 分割当事会社の会社分割後における資本金の額

二 吸収分割会社（法第七十三條の四第一項第一号に規定する吸

収分割会社をいう。以下この条において同じ。）又は新設分割会

社（同項第三号に規定する新設分割会社をいう。以下この条及び

第一百五條の五の三第三号において同じ。）に対する金銭等の割当

てに関する事項

三 吸収分割会社又は新設分割会社の新株予約権者に対する新株予

約権の割当てに関する事項

四 会社分割後における保険契約者の権利に関する事項

じ。）に対する金銭等の割当てに関する事項

ハ 吸収分割会社又は新設分割会社の新株予約権者に対する新株予約権の割当てに関する事項

ニ 会社分割後における保険契約者の権利に関する事項

二 保険契約を承継させる分割であつて、法第七十三條の四第二項の規定による公告をする場合 次に掲げる事項

イ 前号に掲げる事項

ロ 分割当事会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第三十條（法第二百七十二條の二十八において準用する場合を含む。）の保険金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下このロ及び第五條の六において同じ。）及び保険契約の承継の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

ハ 分割後における分割対象契約（法第七十三條の二に規定する分割対象契約をいう。第五條の六第一項及び第五條の六の二第一号において同じ。）に関するサービスの内容の概要

ニ 法第七十三條の四第八項に関する事項

（吸収分割会社等が払い戻すべき金額）

第五條の四の二 法第七十三條の四第八項に規定する内閣府令で定める金額は、第六十九條第一項第二号の二又は第七十條第一項第三号の払戻積立金として積み立てた金額とする。

（新設）

(吸収分割株式会社の事後開示事項)

第百五条の五 法第百七十三条の四第十一項の規定により読み替えて適用する会社法第七百九十一条第一項第一号(吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等)に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 吸収分割株式会社が保険業を営む株式会社の場合 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 吸収分割株式会社における会社法第七百八十五条(反対株主の株式買取請求)及び第七百八十七条(新株予約権買取請求)の規定並びに法第百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過

ハ 吸収分割承継会社(法第百七十三条の四第一項第二号に規定する吸収分割承継会社をいう。以下この条において同じ。)における会社法第七百九十七条(反対株主の株式買取請求)の規定並びに法第百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項又は会社法第七百九十九条(債権者の異議)(同法第八百二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による手続の経過

ニ (略)

二 吸収分割株式会社が保険業を営む株式会社以外の株式会社の場

(吸収分割株式会社の事後開示事項)

第百五条の五 法第百七十三条の四第十項の規定により読み替えて適用する会社法第七百九十一条第一項第一号(吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等)に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 吸収分割株式会社が保険業を営む株式会社の場合 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 吸収分割株式会社における会社法第七百八十五条(反対株主の株式買取請求)及び第七百八十七条(新株予約権買取請求)の規定並びに法第百七十三条の四第一項から第八項までの規定による手続の経過

ハ 吸収分割承継会社(法第百七十三条の四第一項第二号に規定する吸収分割承継会社をいう。以下この条において同じ。)における会社法第七百九十七条(反対株主の株式買取請求)の規定及び法第百七十三条の四第一項から第八項まで又は会社法第七百九十九条(債権者の異議)(同法第八百二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による手続の経過

ニ (略)

二 吸収分割株式会社が保険業を営む株式会社以外の株式会社の場

合 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 保険業を営む株式会社である吸収分割承継会社における会社法第七百九十七条の規定並びに法第七百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過

二〃へ (略)

(吸収分割承継株式会社の事後開示事項)

第百五条の五の二 法第七百七十三条の四第十一項の規定により読み替えて適用する会社法第八百一条第二項（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 吸収分割承継株式会社における会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定並びに法第七百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過

四〃六 (略)

(新設分割株式会社の事後開示事項)

第百五条の五の三 法第七百七十三条の四第十一項の規定により読み替えて適用する会社法第八百一条第一項第一号（新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

合 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 保険業を営む株式会社である吸収分割承継会社における会社法第七百九十七条の規定及び法第七百七十三条の四第一項から第八項までの規定による手続の経過

二〃へ (略)

(吸収分割承継株式会社の事後開示事項)

第百五条の五の二 法第七百七十三条の四第十項の規定により読み替えて適用する会社法第八百一条第二項（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 吸収分割承継株式会社における会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定及び法第七百七十三条の四第一項から第八項までの規定による手続の経過

四〃六 (略)

(新設分割株式会社の事後開示事項)

第百五条の五の三 法第七百七十三条の四第十項の規定により読み替えて適用する会社法第八百一条第一項第一号（新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 会社法第八百六条（反対株主の株式買取請求）及び第八百八条（新株予約権買取請求）の規定並びに法第七十三條の四第一項から第七項まで及び第九項又は会社法第八百十條（債権者の異議）（同法第八百十三條第二項（持分会社の手続）において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

三・四 (略)

（分割手続中の契約に係る通知事項）

第五條の五の四 法第七十三條の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第五條の三第二号に掲げる事項とする。

一 (略)

二 会社法第八百六条（反対株主の株式買取請求）及び第八百八条（新株予約権買取請求）の規定並びに法第七十三條の四第一項から第八項まで又は会社法第八百十條（債権者の異議）（同法第八百十三條第二項（持分会社の手続）において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

三・四 (略)

（分割手続中の契約に係る通知事項）

第五條の五の四 法第七十三條の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第五條の三各号に掲げる事項、分割当事会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第三十條（法第二百七十二條の二十八において準用する場合を含む。）の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条において同じ。）及び保険契約の承継の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに分割後における分割対象契約（法第七十三條の二に規定する分割対象契約をいう。次条第一項第六号において同じ。）に関するサービスの内容とする。

（会社分割の認可の申請）

第五條の六 保険会社等は、法第七十三條の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添

（会社分割の認可の申請）

第五條の六 保険会社等は、法第七十三條の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添

付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 会社分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書類

イ 分割対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面

ロ 会社分割により保険契約を承継させる保険会社等（以下この号及び次条において「分割会社等」という。）を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

(1) 当該保険契約の種類ごとに会社分割前及び会社分割後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額

(2) 当該保険契約の種類ごとに会社分割前における分割対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性

(3) 会社分割後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性

(削る)

ハ 会社分割により保険契約を承継する会社（以下この号及び次条において「承継会社」という。）を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

(1) 当該保険契約の種類ごとに会社分割前及び会社分割後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額

付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 会社分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書類

イ (新設)

ロ 会社分割により保険契約を承継させる保険会社等を保険者とする保険契約について、分割対象契約及び分割対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

ロ 分割対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面

ハ 会社分割により保険契約を承継する会社を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

並びに責任準備金その他の準備金の額

(2) 当該保険契約の種類ごとに会社分割後における分割対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性

(3) 会社分割後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性

二 法第百七十三条の四第六項の異議を述べた保険契約者の異議の理由及び当該異議に対する分割会社等又は承継会社の対応を記載した書面

ホ 承継会社の分割対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面

ヘ 保険契約の種類ごとに法第百七十三条の四第八項に規定する場合において解約する旨を申し入れた保険契約者の数並びに同項の規定により吸収分割会社又は新設分割会社（保険契約の全部を承継させる分割を行うものを除く。）が払い戻すべき金額及びその算出方法を記載した書面

七 当事者である保険会社等の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び会社分割の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面

八 十 （略）

十一 法第百七十三条の四第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の十分の一（保険契約の全部を承継させる分割である場合にあつては、五分の一）を超えなかったことを

（新設）

（新設）

（新設）

七 当事者である保険会社の会社分割後における収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書面

八 十 （略）

十一 法第百七十三条の四第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第百五条の四で定める金額が法第百七十三条の

証する書面又はその者の第百五条の四で定める金額が法第七十三
条の四第六項の金額の総額の十分の一（保険契約の全部を承継
させる分割である場合にあっては、五分の一）を超えなかったこ
とを証する書面

十二（二十一）（略）

2・3（略）

4 第一項第六号ロ(1)及び(2)並びに同号ハ(1)及び(2)に掲げる書面（算
定の適切性に係るものを除く。）については、金融庁長官が定める
様式並びにその記入及び算出の方法によるものとする。

（会社の分割の認可の審査）

第百五条の六の二 金融庁長官等は、会社分割により保険契約を承継
させる場合であつて前条第一項の規定による認可の申請に係る法第
百七十三条の六第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事
項に配慮するものとする。

一 会社分割により保険契約を承継させる目的及び分割対象契約の
選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものである
こと。

二 会社分割後において、分割会社を保険者とする保険契約及び承
継会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基
づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれ
ること。

三 会社分割後において、承継会社の第六十四条第一項の契約者配

四第六項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書
面

十二（二十一）（略）

2・3（略）

4 第一項第六号に掲げる書面（同号ロに掲げる算出方法に係るもの
を除く。）については、金融庁長官が定める様式並びにその記入及
び算出の方法によるものとする。

（新設）

当準備金が適正に積み立てられることが見込まれること。

四 会社分割後において、分割会社及び承継会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること。

（会社分割後の公告事項）

第百五条の七 法第百七十三条の七第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第百七十三条の四（第八項を除く。）の規定による手続の経過

二・三 （略）

（外国保険会社等の届出事項等）

第百六十六条 法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇七 （略）

八 第二百十二条の六の三第二項各号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合

二〇五 （略）

（日本における保険契約の移転に係る公告事項）

第百六十六条の三 法第二百十條第一項において準用する法第百三十七條第一項（法第二百五十一條第二項及び第三項により読み替えて

（会社分割後の公告事項）

第百五条の七 法第百七十三条の七第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第百七十三条の四の規定による手続の経過

二・三 （略）

（外国保険会社等の届出事項等）

第百六十六条 法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇七 （略）

（新設）

二〇五 （略）

（日本における保険契約の移転に係る公告事項）

第百六十六条の三 法第二百十條第一項において準用する法第百三十七條第一項に規定する内閣府令で定める事項は、移転先会社の商号

適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により法第二百十條第一項において準用する法第三百三十七條第一項の規定を読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により法第二百十條第一項において準用する法第三百三十七條第一項の規定を読み替えて準用する場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項）とする。

一 移転先会社の商号、名称又は氏名

二 移転先会社の本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地

三 移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第三百三十條又は第二百二條の保険金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この号及び第六十八條第二項第十四号において同じ。）及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

四 保険契約の移転後における移転対象契約（法第二百十條第一項において準用する法第三百三十五條第三項に規定する移転対象契約をいう。第六十八條第二項及び第六十八條の二第一号において同じ。）に関するサービスの内容の概要

五 法第二百十條第一項において準用する法第三百三十七條第五項に関する事項

、名称又は氏名、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地とする。

六 保険契約の移転前及び移転後における移転会社及び移転先会社の法第百十四条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する契約者配当又は社員に対する剰余金の分配（以下この号において「配当等」という。）の方針並びに保険契約の移転前における移転会社及び移転先会社の配当等の額

七 移転対象契約者（法第百二十条第一項において準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約者をいう。第百六十八条第二項及び第百六十八条の二第五号において同じ。）に対する剰余金の分配をする場合には、その旨及びその分配の方法

（日本における保険契約に係る債権の額）

第百六十七条 法第百二十条第一項において準用する法第百三十七条第三項（法第百五十一条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合及び法第百七十条の四第九項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める金額は、外国生命保険会社等にあつては第一号に掲げる金額とし、外国損害保険会社等にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とする。

一 三 （略）

（移転会社が払い戻すべき金額）

第百六十七条の二 法第百二十条第一項において準用する法第百三十七条第五項に規定する内閣府令で定める金額は、第百五十条第一項

（日本における保険契約に係る債権の額）

第百六十七条 法第百二十条第一項において準用する法第百三十七条第四項（法第百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める金額は、外国生命保険会社等にあつては第一号に掲げる金額とし、外国損害保険会社等にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とする。

一 三 （略）

（新設）

第二号の二又は第百五十一条第一項第三号の払戻積立金として日本において積み立てた金額とする。

(日本における保険契約の移転手続中の契約に係る通知事項)

第百六十七条の三 法第二百十条第一項において準用する法第百三十八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、第百六十六条の三各号に掲げる事項とする。

(日本における保険契約の移転の認可の申請)

第百六十八条 法第二百十条第一項において準用する法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項の異議を述べるべき期間経過後一月以内に、移転会社及び移転先会社の連名の認可申請書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類(法第二百五十条第一項

(日本における保険契約の移転手続中の契約に係る通知事項)

第百六十七条の二 法第二百十条第一項において準用する法第百三十八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、第百六十六条の三に規定する事項、移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(法第百三十一条又は第百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条において同じ。)及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに移転後における移転対象契約(法第二百十条第一項において読み替えて準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。次条第二項において同じ。)に関するサービスの内容とする。

(日本における保険契約の移転の認可の申請)

第百六十八条 第二百十条第一項において準用する法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第二項の期間経過後一月以内に、移転会社及び移転先会社の連名の認可申請書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項の規定により法第二百十条第一項において準用する法第三百九条第一項の規定を読み替えて準用する場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあつては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類」を添付しなければならない。

一〇五 (略)

六 移転対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面

七 移転会社を保険者とする日本における保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

イ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額

ロ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性

ハ 保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性

(削る)

八 (略)

い。

一〇五 (略)

(新設)

六 移転会社を保険者とする日本における保険契約について、移転対象契約及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

七 移転対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面

八 (略)

九 移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約）について、次に掲げる事項を記載した書面

イ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金（外国保険会社等にあつては、法第九十九条において準用する法第十六条第一項の責任準備金）その他の準備金の額

ロ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転後における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性

ハ 保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性

十 法第二百十條第一項において準用する法第三十七條第一項の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十一 法第二百十條第一項において準用する法第三十七條第一項の異議を述べるべき期間内に異議を述べた移転対象契約者の数又はその者の第六十七條に規定する金額が、法第二百十條第一項において準用する法第三十七條第三項（法第二百五十一條第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合及び法第七十條の四第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面

十二 前号の異議を述べた移転対象契約者の異議の理由及び当該異

九 移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約）について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金（保険会社にあつては、法第十六条第一項の責任準備金）の額を記載した書面

十 法第二百十條第一項において準用する法第三十七條第一項の規定による公告をしたことを証する書面

十一 法第二百十條第一項において準用する法第三十七條第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第六十七條に規定する金額が、法第二百十條第一項において準用する法第三十七條第四項（法第二百五十一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面

（新設）

	議に対する移転会社又は移転先会社の対応を記載した書面
	十三 移転対象契約者に対する剰余金の分配をする場合には、その額及びその算出方法並びにその分配の方法を記載した書面
	十四 移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面
	十五 移転先会社の移転対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面
	十六 保険契約の種類ごとに法第二百十条第一項において準用する法第三百三十七条第五項に規定する場合において解約する旨を申し入れた移転対象契約者の数並びに同項の規定により移転会社が払い戻すべき金額及びその算出方法を記載した書面
	十七・十八 (略)
	(日本における保険契約の移転の認可の審査)
第百六十八条の二	金融庁長官は、前条第一項の規定による認可の申請に係る法第二百十条第一項において準用する法第三百三十九条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。
一	保険契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。
二	保険契約の移転後において、移転会社を保険者とする保険契約

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

十二・十三
(略)

(新設)

及び移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれること。

三 保険契約の移転後において、移転先会社の第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金又は第六十四条第一項の契約者配当準備金（外国保険会社等にあつては、第四百四十六条第一項の契約者配当準備金）が適正に積み立てられることが見込まれること。

四 保険契約の移転後において、移転会社及び移転先会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること。

五 移転会社が、移転対象契約者に対して剰余金の分配をする場合には、当該分配が適正に行われるものであること。

（日本における保険契約の移転後の公告事項）

第百六十九条 法第二百十條第一項において準用する法第四百十條第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百十條第一項において準用する法第三百三十七條第一項から第三項までに規定する手続の経過

二 （略）

（届出事項等）

第二百十一條の五十五 法第二百七十二條の二十一第一項第六号に規

（日本における保険契約の移転後の公告事項）

第百六十九条 法第二百十條第一項において準用する法第四百十條第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百十條第一項において準用する法第三百三十七條第一項から第四項までに規定する手続の経過

二 （略）

（届出事項等）

第二百十一條の五十五 法第二百七十二條の二十一第一項第六号に規

定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十四 (略)

十五 第二百十二条の六の三第二項各号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合

2〇5 (略)

第五節 保険契約の移転等

(保険契約の移転に係る公告事項)

第二百十一条の六十二 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項(法第二百五十一条第二項及び第三項により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項)とする。

一 移転先会社の商号、名称又は氏名

二 移転先会社の本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地

三 移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(法第三百三十条(法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。))又は法第二百十二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準

定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十四 (略)

(新設)

2〇5 (略)

第五節 保険契約の包括移転等

(保険契約の移転に係る公告事項)

第二百十一条の六十二 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、移転先会社の商号、名称又は氏名及び本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地とする。

に係る算式により得られる比率をいう。以下この号及び第二百十一条の六十四第二項第十五号において同じ。）及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

四 保険契約の移転後における移転対象契約（法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。第二百十一条の六十四第二項、第二百十一条の六十四の二第一号及び第二百十一条の六十六において同じ。）に関するサービスの内容の概要

五 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第五項に関する事項

六 保険契約の移転前及び移転後における移転会社及び移転先会社の法第百十四条第一項（法第百九十九条及び法第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）に規定する契約者配当又は社員に対する剰余金の分配（以下この号において「配当等」という。）の方針並びに保険契約の移転前における移転会社及び移転先会社の配当等の額

七 移転対象契約者（法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十五条第三項に規定する移転対象契約者をいう。第二百十一条の六十四第二項及び第二百十一条の六十四の二第五号において同じ。）に対する剰余金の分配をする場合には、その旨及びその分配の方法

（保険契約に係る債権の額）

（保険契約に係る債権の額）

第二百十一条の六十三 法第二百七十二条の二十九において準用する
法第百三十七条第三項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定
により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定
める金額は、未經過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、法第
二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項の公
告の時に於いて、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保
険料の金額とする。

（保険契約移転手続中の契約に係る通知事項）

第二百十一条の六十三の二 法第二百七十二条の二十九において準用
する法第百三十八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項
は、第二百十一条の六十二各号に掲げる事項とする。

第二百十一条の六十三 法第二百七十二条の二十九において準用する
法第百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み
替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める金額は
、未經過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、法第二百七十二
条の二十九において準用する法第百三十七条第一項の公告の時に於
いて、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額
とする。

（保険契約移転手続中の契約に係る通知事項）

第二百十一条の六十三の二 法第二百七十二条の二十九において準用
する法第百三十八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項
は、第二百十一条の六十二に規定する事項、移転会社及び移転先会
社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示
す比率（法第百三十条（法第二百七十二条の二十八において準用す
る場合を含む。）又は法第二百二条の保険金等の支払能力の充実の
状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率を
いう。以下この条において同じ。）及び保険契約の移転の日に見込
まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに移転後
における移転対象契約（法第二百七十二条の二十九において準用す
る法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。次条第二項
及び第二百十一条の六十六において同じ。）に関するサービスの内
容とする。

(保険契約の移転の認可の申請)

第二百十一条の六十四 法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項の異議を述べるべき期間経過後一月以内に、移転会社及び移転先会社の連名の認可申請書を金融庁長官等に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類(第十号に掲げる書面については、移転先会社が少額短期保険業者である場合に限り、法第百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあつては、第一号から第五号まで、第七号から第十二号まで、第十八号及び第十九号に掲げる書類)を添付しなければならない。

一〇五 (略)

六 移転対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面

七 移転会社を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

イ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後ににおける保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額

ロ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定

(保険契約の移転の認可の申請)

第二百十一条の六十四 法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第二項の期間経過後一月以内に、移転会社及び移転先会社の連名の認可申請書を金融庁長官等に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類(第十号に掲げる書類については、移転先会社が少額短期保険業者である場合に限り、)を添付しなければならない。

一〇五 (略)

(新設)

六 移転会社を保険者とする保険契約について、移転対象契約及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

の適切性

ハ 保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性

(削る)

八 (略)

九 移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約）について、次に掲げる事項を記載した書面

イ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金（外国保険会社等にあつては、法第百九十九条において準用する法第百十六条第一項の責任準備金）その他の準備金の額

ロ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転後における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性

ハ 保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性

十 (略)

十一 法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十二 法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条

七 移転対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面

八 (略)

九 移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約とする。次号において同じ。）について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金（外国保険会社等にあつては、法第百九十九条において準用する法第百十六条第一項の責任準備金）の額を記載した書面

十 (略)

十一 法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

十二 法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条

第一項の異議を述べるべき期間内に異議を述べた移転対象契約者の数又はその者の第二百十一条の六十三に規定する金額が、法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第三項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面

十三 前号の異議を述べた移転対象契約者の異議の理由及び当該異議に対する移転会社又は移転先会社の対応を記載した書面

十四 移転対象契約者に対する剰余金の分配をする場合には、その額及びその算出方法並びにその分配の方法を記載した書面

十五 移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面

十六 移転先会社の移転対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面

十七 保険契約の種類ごとに法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第五項に規定する場合において解約する旨を申し入れた移転対象契約者の数並びに同項の規定により移転会社が払い戻すべき金額及びその算出方法を記載した書面

十八・十九 （略）

（保険契約の移転の認可の審査）

第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第二百十一条の六十三に規定する金額が、法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

十三・十四 （略）

第二百十一条の六十四の二 金融庁長官等は、前条第一項の規定によ

る認可の申請に係る法第二百七十二条の二十九において準用する法
第三百三十九条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項
に配慮するものとする。

一 保険契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が保険契約
者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

二 保険契約の移転後において、移転会社を保険者とする保険契約
及び移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険
数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが
見込まれること。

三 保険契約の移転後において、移転先会社の第三十条の五第一項
第一号の社員配当準備金又は第六十四条第一項の契約者配当準備
金（外国保険会社等にあつては、第四百四十六条第一項の契約者配
当準備金）が適正に積み立てられることが見込まれること。

四 保険契約の移転後において、移転会社及び移転先会社の保険金
等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込
まれること。

五 移転会社が、移転対象契約者に対して剰余金の分配をする場合
には、当該分配が適正に行われるものであること。

（保険契約の移転後の公告事項）

第二百十一条の六十五 法第二百七十二条の二十九において準用する
法第四百四十条第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に

（新設）

（保険契約の移転後の公告事項）

第二百十一条の六十五 法第二百七十二条の二十九において準用する
法第四百四十条第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に

掲げる事項とする。

- 一 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項から第三項までに規定する手続の経過

二 (略)

(所属保険会社等と密接な関係を有する者)

第二百十二条の六の二 法第二百七十五条第三項第一号に規定する内

閣府令で定める密接な関係を有する者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該所属保険会社等の子法人等
- 二 当該所属保険会社等を子法人等とする親法人等
- 三 前号に掲げる者の子法人等（当該所属保険会社等及び前二号に掲げる者を除く。）

(保険募集の再委託の認可の申請等)

第二百十二条の六の三 保険募集再委託者（法第二百七十五条第三項

に規定する保険募集再委託者をいう。以下同じ。）及び所属保険会社等は、同項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 保険募集再委託者である保険会社又は外国保険会社等の商号又は名称

二 所属保険会社等の商号又は名称

三 当該再委託において取り扱う保険契約の種類

掲げる事項とする。

- 一 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項から第四項までに規定する手続の経過

二 (略)

(新設)

(新設)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	一 理由書 二 保険募集再委託者と所属保険会社等との間の委託契約書の案 三 保険募集再委託者がその所属保険会社等と前条に定める密接な関係を有する者であることを証する書面 四 保険募集再委託者が、当該再委託について所属保険会社等の許諾を得ていることを証する書面 五 保険募集再委託者及び所属保険会社等の当該再委託に係る実施体制を記載した書面 六 所属保険会社等の当該再委託に係る方針 七 その他参考となるべき事項を記載した書面 (登録申請書の記載事項) 第二百十三条 法第二百七十七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 三 (略) 四 登録申請者が保険募集再委託者の再委託を受けるときは、当該再委託に係る所属保険会社等及び当該保険募集再委託者の商号又は名称 (特定保険募集人の原簿の記載事項) 第二百十六条 所属保険会社等は、当該所属保険会社等に係る特定保
	(登録申請書の記載事項) 第二百十三条 法第二百七十七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 三 (略) (新設) (特定保険募集人の原簿の記載事項) 第二百十六条 所属保険会社等は、当該所属保険会社等に係る特定保

險募集人に關し、法第二百八十五條第一項の原簿（以下この条において「原簿」という。）に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 （略）

四 特定保險募集人が保險募集再委託者の再委託を受けるときは、当該保險募集再委託者の商号又は名称

2 前項各号に掲げるもののほか、当該所屬保險会社等に係る特定保險募集人が当該所屬保險会社等の委託又は保險募集再委託者の再委託を受けた者であるときは、当該委託又は再委託を受けた年月日を原簿に記載しなければならない。

3 （略）

（顧客に対する説明）

第二百二十七條の二 法第二百九十四條第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 保險募集人の商号、名称又は氏名

二 保險募集人が保險募集再委託者の再委託を受けるときは、当該保險募集再委託者の商号又は名称

（標準処理期間）

第二百四十六條 内閣總理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、許可、認可、承認若しくは指定又は登録に關する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達

險募集人に關し、法第二百八十五條第一項の原簿（以下この条において「原簿」という。）に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 （略）

（新設）

2 前項各号に掲げるもののほか、当該所屬保險会社等に係る特定保險募集人が当該所屬保險会社等の委託を受けた者であるときは、当該委託を受けた年月日を原簿に記載しなければならない。

3 （略）

（顧客に対する説明）

第二百二十七條の二 法第二百九十四條第三号に規定する内閣府令で定める事項は、保險募集人の商号、名称又は氏名とする。

（標準処理期間）

第二百四十六條 内閣總理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、許可、認可、承認若しくは指定又は登録に關する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達

したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。 一 十七の十四 (略) 十七の十五 法第二百七十五条第三項の規定による保険募集の再委託に係る認可 六十日 十八 二十六 (略) 2 (略)	したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。 一 十七の十四 (略) (新設) 十八 二十六 (略) 2 (略)
--	--

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)

改 正 案										現 行																																																																																																																																									
別紙様式第 17 号(第 212 条の7関係) (日本工業規格A4) 収入印紙貼付欄 年 月 日 財務(支)局長 殿 商号又は名称 氏 名 印 (法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名) 〔 法定代理人の商号・名称又は氏名 印 〕 (申請者が未成年者の場合記入) 登 録 申 請 書 (生命保険募集人) 保険業法第 277 条第1項の規定により、同法第 276 条の生命保険募集人の登録を申請します。										別紙様式第 17 号(第 212 条の7関係) (日本工業規格A4) 収入印紙貼付欄 年 月 日 財務(支)局長 殿 商号又は名称 氏 名 印 (法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名) 〔 法定代理人の商号・名称又は氏名 印 〕 (申請者が未成年者の場合記入) 登 録 申 請 書 (生命保険募集人) 保険業法第 277 条第1項の規定により、同法第 276 条の生命保険募集人の登録を申請します。																																																																																																																																									
<table><thead><tr><th>※登 録</th><th>年 月 日</th><th colspan="2">第 号</th><th colspan="4">営 内 法 法使 個 個使</th></tr></thead><tbody><tr><td>(ふりがな) 商号・名称又は 氏名</td><td colspan="3" rowspan="3"></td><td colspan="4" rowspan="3">所属保険会社の商号</td></tr><tr><td>(ふりがな) 代表者又は管理 人の氏名(法人 等の場合)</td></tr><tr><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>性 別</td><td>男 ・ 女</td></tr><tr><td>事務所の名称</td><td colspan="3"></td><td colspan="4">他に業務を行っている場合 はその業務の種類</td></tr><tr><td>事務所の所在地</td><td colspan="3"></td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr><tr><td>所属代理店の商 号等</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="4">保険募集再委託者 の商号又は名称</td><td colspan="6"></td></tr><tr><td colspan="4">当該再委託に係る 所属保険会社等の 商号又は名称</td><td colspan="6"></td></tr><tr><td rowspan="2">備考</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td colspan="2">※抹 消 (年 月 日)</td><td colspan="3">※受 付</td></tr><tr><td>事由</td><td></td><td colspan="2"></td></tr></tbody></table> (以下略)										※登 録	年 月 日	第 号		営 内 法 法使 個 個使				(ふりがな) 商号・名称又は 氏名				所属保険会社の商号				(ふりがな) 代表者又は管理 人の氏名(法人 等の場合)	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女	事務所の名称				他に業務を行っている場合 はその業務の種類				事務所の所在地								所属代理店の商 号等				保険募集再委託者 の商号又は名称										当該再委託に係る 所属保険会社等の 商号又は名称										備考				※抹 消 (年 月 日)		※受 付			事由				<table><thead><tr><th>※登 録</th><th>年 月 日</th><th colspan="2">第 号</th><th colspan="4">営 内 法 法使 個 個使</th></tr></thead><tbody><tr><td>(ふりがな) 商号・名称又は 氏名</td><td colspan="3" rowspan="3"></td><td colspan="4" rowspan="3">所属保険会社の商号</td></tr><tr><td>(ふりがな) 代表者又は管理 人の氏名(法人 等の場合)</td></tr><tr><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>性 別</td><td>男 ・ 女</td></tr><tr><td>事務所の名称</td><td colspan="3"></td><td colspan="4">他に業務を行っている場合 はその業務の種類</td></tr><tr><td>事務所の所在地</td><td colspan="3"></td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr><tr><td>所属代理店の商 号等</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td rowspan="2">備考</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td colspan="2">※抹 消 (年 月 日)</td><td colspan="3">※受 付</td></tr><tr><td>事由</td><td></td><td colspan="2"></td></tr></tbody></table> (以下略)										※登 録	年 月 日	第 号		営 内 法 法使 個 個使				(ふりがな) 商号・名称又は 氏名				所属保険会社の商号				(ふりがな) 代表者又は管理 人の氏名(法人 等の場合)	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女	事務所の名称				他に業務を行っている場合 はその業務の種類				事務所の所在地								所属代理店の商 号等				備考				※抹 消 (年 月 日)		※受 付			事由			
※登 録	年 月 日	第 号		営 内 法 法使 個 個使																																																																																																																																															
(ふりがな) 商号・名称又は 氏名				所属保険会社の商号																																																																																																																																															
(ふりがな) 代表者又は管理 人の氏名(法人 等の場合)																																																																																																																																																			
生 年 月 日								年 月 日	性 別	男 ・ 女																																																																																																																																									
事務所の名称				他に業務を行っている場合 はその業務の種類																																																																																																																																															
事務所の所在地																																																																																																																																																			
所属代理店の商 号等																																																																																																																																																			
保険募集再委託者 の商号又は名称																																																																																																																																																			
当該再委託に係る 所属保険会社等の 商号又は名称																																																																																																																																																			
備考				※抹 消 (年 月 日)		※受 付																																																																																																																																													
				事由																																																																																																																																															
※登 録	年 月 日	第 号		営 内 法 法使 個 個使																																																																																																																																															
(ふりがな) 商号・名称又は 氏名				所属保険会社の商号																																																																																																																																															
(ふりがな) 代表者又は管理 人の氏名(法人 等の場合)																																																																																																																																																			
生 年 月 日								年 月 日	性 別	男 ・ 女																																																																																																																																									
事務所の名称				他に業務を行っている場合 はその業務の種類																																																																																																																																															
事務所の所在地																																																																																																																																																			
所属代理店の商 号等																																																																																																																																																			
備考				※抹 消 (年 月 日)		※受 付																																																																																																																																													
				事由																																																																																																																																															

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)

改 正 案				現 行																																																																																	
別紙様式第 17 号(第 212 条の7関係)				別紙様式第 17 号(第 212 条の7関係)																																																																																	
(日本工業規格A4)				(日本工業規格A4)																																																																																	
収入印紙添付				収入印紙添付																																																																																	
年 月 日				年 月 日																																																																																	
財務(支)局長 殿				財務(支)局長 殿																																																																																	
商号又は名称 氏 名 印 (法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名) 〔 法定代理人の商号・名称又は氏名 印 (申請者が未成年者の場合記入) 〕				商号又は名称 氏 名 印 (法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名) 〔 法定代理人の商号・名称又は氏名 印 (申請者が未成年者の場合記入) 〕																																																																																	
登 録 申 請 書 (損害保険代理店)				登 録 申 請 書 (損害保険代理店)																																																																																	
保険業法第 277 条第1項の規定により、同法第 276 条の損害保険代理店の登録を申請します。				保険業法第 277 条第1項の規定により、同法第 276 条の損害保険代理店の登録を申請します。																																																																																	
<table><thead><tr><th rowspan="2">※登 録</th><th>年 月 日</th><th rowspan="2">代理申請 会社名</th><th rowspan="2"></th></tr><tr><th>第 号</th></tr></thead><tbody><tr><td>(ふりがな) 商号・名称 又は氏名</td><td></td><td>(ふりがな) 代表者又は 管理人の氏 名(法人等 の場合) 生年月日</td><td>年 月 日(男・女)</td></tr><tr><td>法人等の 場合は本店 の所在地</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td rowspan="2">事務所の名 称、所在地</td><td>名 称</td><td colspan="2">所 在 地</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>他に業務を 行っている 場合はその 業務の種類</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>所属保険会 社等の商 号、名称又 は氏名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>保険募集再委託者 の商号又は名称</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>当該再委託に係る 所属保険会社等の 商号又は名称</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td rowspan="2">備 考</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>※抹 消 (年 月 日)</td><td>※受 付</td></tr><tr><td>事 由</td><td></td></tr></tbody></table>				※登 録	年 月 日	代理申請 会社名		第 号	(ふりがな) 商号・名称 又は氏名		(ふりがな) 代表者又は 管理人の氏 名(法人等 の場合) 生年月日	年 月 日(男・女)	法人等の 場合は本店 の所在地				事務所の名 称、所在地	名 称	所 在 地					他に業務を 行っている 場合はその 業務の種類				所属保険会 社等の商 号、名称又 は氏名				保険募集再委託者 の商号又は名称				当該再委託に係る 所属保険会社等の 商号又は名称				備 考			※抹 消 (年 月 日)	※受 付	事 由		<table><thead><tr><th rowspan="2">※登 録</th><th>年 月 日</th><th rowspan="2">代理申請 会社名</th><th rowspan="2"></th></tr><tr><th>第 号</th></tr></thead><tbody><tr><td>(ふりがな) 商号・名称 又は氏名</td><td></td><td>(ふりがな) 代表者又は 管理人の氏 名(法人等 の場合) 生年月日</td><td>年 月 日(男・女)</td></tr><tr><td>法人等の 場合は本店 の所在地</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td rowspan="2">事務所の名 称、所在地</td><td>名 称</td><td colspan="2">所 在 地</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>他に業務を 行っている 場合はその 業務の種類</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>所属保険会 社 等 の 商 号、名 称 又 は氏名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td rowspan="2">備 考</td><td colspan="2" rowspan="2">(以下略)</td><td>※抹 消 (年 月 日)</td><td>※受 付</td></tr><tr><td>事 由</td><td></td></tr></tbody></table>				※登 録	年 月 日	代理申請 会社名		第 号	(ふりがな) 商号・名称 又は氏名		(ふりがな) 代表者又は 管理人の氏 名(法人等 の場合) 生年月日	年 月 日(男・女)	法人等の 場合は本店 の所在地				事務所の名 称、所在地	名 称	所 在 地					他に業務を 行っている 場合はその 業務の種類				所属保険会 社 等 の 商 号、名 称 又 は氏名				備 考	(以下略)		※抹 消 (年 月 日)	※受 付	事 由	
※登 録	年 月 日	代理申請 会社名																																																																																			
	第 号																																																																																				
(ふりがな) 商号・名称 又は氏名		(ふりがな) 代表者又は 管理人の氏 名(法人等 の場合) 生年月日	年 月 日(男・女)																																																																																		
法人等の 場合は本店 の所在地																																																																																					
事務所の名 称、所在地	名 称	所 在 地																																																																																			
他に業務を 行っている 場合はその 業務の種類																																																																																					
所属保険会 社等の商 号、名称又 は氏名																																																																																					
保険募集再委託者 の商号又は名称																																																																																					
当該再委託に係る 所属保険会社等の 商号又は名称																																																																																					
備 考			※抹 消 (年 月 日)	※受 付																																																																																	
			事 由																																																																																		
※登 録	年 月 日	代理申請 会社名																																																																																			
	第 号																																																																																				
(ふりがな) 商号・名称 又は氏名		(ふりがな) 代表者又は 管理人の氏 名(法人等 の場合) 生年月日	年 月 日(男・女)																																																																																		
法人等の 場合は本店 の所在地																																																																																					
事務所の名 称、所在地	名 称	所 在 地																																																																																			
他に業務を 行っている 場合はその 業務の種類																																																																																					
所属保険会 社 等 の 商 号、名 称 又 は氏名																																																																																					
備 考	(以下略)		※抹 消 (年 月 日)	※受 付																																																																																	
			事 由																																																																																		

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)

改正案

別紙様式第 17 号(第 212 条の7関係)

(日本工業規格A4)

収入印紙貼付欄

年 月 日

財務(支)局長 殿

商号又は名称
氏 名 印
(法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)

〔 法定代理人の商号・名称又は氏名 印
(申請者が未成年者の場合記入) 〕

登 録 申 請 書
(少額短期保険募集人)

保険業法第 277 条第1項の規定により、同法第 276 条の少額短期保険募集人の登録を申請します。

現 行

別紙様式第 17 号(第 212 条の7関係)

(日本工業規格A4)

収入印紙貼付欄

年 月 日

財務(支)局長 殿

商号又は名称
氏 名 印
(法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)

〔 法定代理人の商号・名称又は氏名 印
(申請者が未成年者の場合記入) 〕

登 録 申 請 書
(少額短期保険募集人)

保険業法第 277 条第1項の規定により、同法第 276 条の少額短期保険募集人の登録を申請します。

※登 録	年 月 日	第 号		営 内 法 法使 個 個使	
(ふりがな) 商号・名称 又は氏名				所属少額短期保険業者の商号	
(ふりがな) 代表者又は 管理人の氏 名(法人等 の場合)					
生 年 月 日					年 月 日
本店又は主たる事務 所の名称				他に業務を行っている場合 はその業務の種類	
本店又は主たる事務 所の所在地					
所属代理店の 商号等					
保険募集再委託者 の商号又は名称					
当該再委託に係る 所属保険会社等の 商号又は名称					
備 考				※抹 消 (年 月 日)	※受 付
				事 由	

(以下略)

※登 録	年 月 日	第 号		営 内 法 法使 個 個使	
(ふりがな) 商号・名称 又は氏名				所属少額短期保険業者の商号	
(ふりがな) 代表者又は 管理人の氏 名(法人等 の場合)					
生 年 月 日					年 月 日
本店又は主たる事 務所の名称				他に業務を行っている場合 はその業務の種類	
本店又は主たる事 務所の所在地					
所属代理店の商号 等					
備 考				※抹 消 (年 月 日)	※受 付
				事 由	

(以下略)

○ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）

改 正 案	現 行
附 則 （特定少額短期保険業者の保険契約の移転の認可の申請） 第二十九条 特定少額短期保険業者に対する規則第二百十一条の六十四の規定の適用については、同条第二項第三号中「<u>移転会社及び移転先会社</u>」とあるのは「<u>移転先会社</u>」と、<u>同項第十九号中「その他</u>」とあるのは「<u>貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他</u>」とする。この場合において、<u>同項第十八号の規定は適用しない。</u> （会社分割の認可の申請） 第三十六条 特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十六項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。	附 則 （特定少額短期保険業者の保険契約の移転の認可の申請） 第二十九条 特定少額短期保険業者に対する規則第二百十一条の六十四の規定の適用については、同条第二項第三号中「<u>移転会社及び移転先会社</u>」とあるのは「<u>移転先会社</u>」と、<u>同項第十四号中「その他</u>」とあるのは「<u>移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他</u>」とする。この場合において、<u>同項第十三号の規定は適用しない。</u> （会社分割の認可の申請） 第三十六条 特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十六項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 会社分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書類

イ 会社分割前における会社分割により承継させるものとされる保険契約（以下この号及び次条第一号において「分割対象契約」という。）の選定基準及び対象範囲を記載した書面

ロ 会社分割により保険契約を承継させる特定少額短期保険業者（以下この号及び次条において「分割会社」という。）を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

(1) 当該保険契約の種類ごとに会社分割前及び会社分割後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額

(2) 当該保険契約の種類ごとに会社分割前における分割対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性

(3) 会社分割後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性
(削る)

ハ 会社分割により保険契約を承継する会社（以下この号及び次条において「承継会社」という。）を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

(1) 当該保険契約の種類ごとに会社分割前及び会社分割後にお

一〇五 (略)

六 会社分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書類

(新設)

イ 会社分割により保険契約を承継させる特定少額短期保険業者を保険者とする保険契約について、会社分割により承継させるものとされる保険契約（以下この号において「分割対象契約」という。）及び分割対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

ロ 分割対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面

ハ 会社分割により保険契約を承継する法人を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

ける保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額 (2) 当該保険契約の種類ごとに会社分割後における分割対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性 (3) 会社分割後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性	
ニ 分割会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下このニにおいて同じ。）及び会社分割の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面 ホ 承継会社の分割対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面	(新設)
七〇十四 (略) 二〇四 (略) 5 第一項第六号ロ(1)及び(2)並びに同号ハ(1)及び(2)に掲げる書面（算定の適切性に係るものを除く。）については、金融庁長官が定める様式並びにその記入及び算出の方法によるものとする。	七〇十四 (略) 二〇四 (略) 5 第一項第六号に掲げる書面（同号ロに掲げる算出方法に係るものを除く。）については、金融庁長官が定める様式並びにその記入及び算出の方法によるものとする。
(会社分割の認可の審査) 第三十六条の二 金融庁長官は、会社分割により保険契約を承継させ	(新設)

- る場合であつて前条第一項の規定による認可の申請に係る改正法附則第十五条第十七項において準用する法第百七十三条の六第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。
- 一 会社分割により保険契約を承継させる目的及び分割対象契約の選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。
 - 二 会社分割後において、分割会社を保険者とする保険契約及び承継会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれること。
 - 三 会社分割後において、承継会社の規則第六十四条第一項の契約者配当準備金が適正に積み立てられることが見込まれること。
 - 四 会社分割後において、分割会社及び承継会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること。

○ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第二十三号）

改 正 案	現 行
附 則 （経過措置） 第二条 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（以下「平成二十二年改正法」という。）の施行の際現に平成二十二年改正法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第二条第四項の規定により引き続き特定保険業（同条第一項に規定する特定保険業をいう。）を行っている特定保険業者（同条第三項に規定する特定保険業者をいう。）については、この府令による改正前の保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（以下この条において「旧平成十八年改正府令」という。）附則第四条から第六条まで及び第九条から第二十三条まで（第十七条を除く。）並びに附則別紙様式第一号から第三号までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧平成十八年改正府令附則第四条中「改正法」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八	附 則 （経過措置） 第二条 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（以下「平成二十二年改正法」という。）の施行の際現に平成二十二年改正法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第二条第四項の規定により引き続き特定保険業（同条第一項に規定する特定保険業をいう。）を行っている特定保険業者（同条第三項に規定する特定保険業者をいう。）については、この府令による改正前の保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（以下この条において「旧平成十八年改正府令」という。）附則第四条から第六条まで及び第九条から第二十三条まで（第十七条を除く。）並びに附則別紙様式第一号から第三号までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧平成十八年改正府令附則第四条中「改正法」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八

号。以下「旧平成十七年改正法」という。）」と、「保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号。以下「改正令」という。）」とあるのは「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百三十八号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）」と、旧平成十八年改正府令附則第五条、第六条、第九条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条及び第十八条から第二十三条までの規定中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正府令附則第十五条中「事項とする」

とあるのは「事項とする」と、同条第三号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、旧平成十八年改正府令附則別紙様式第一号中「和信銀行等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「改正法」という。）」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第51号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）」と、「改正法附則第3条第2項」とあるのは「同条第2項」とする。

2 旧平成十七年改正法附則第五条第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人（同項に規定する移行法人をいい、平成二十二年改正法による改

号。以下「旧平成十七年改正法」という。）」と、「保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号。以下「改正令」という。）」とあるのは「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百三十八号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）」と、旧平成十八年改正府令附則第五条、第六条、第九条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条及び第十八条から第二十三条までの規定中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正府令附則第十六条中「第二百十一条の六十四の規定の適用については、同条第二項第三号」とあるのは「第二百十一条の六十三の二及び第二百十一条の六十四の規定の適用については、規則第二百十一条の六十三の二及び第二百十一条の六十四第二項第三号」と、旧平成十八年改正府令附則別紙様式第一号中「保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「改正法」という。）」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第51号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）」と、「改正法附則第3条第2項」とあるのは「同条第2項」とする。

2 旧平成十七年改正法附則第五条第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人（同項に規定する移行法人をいい、平成二十二年改正法による改

正後の保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の認可を受けた者を除く。）については、旧平成十八年改正府令附則第四条、第十五条から第二十二條まで（第十七条を除く。）及び第二十四条並びに附則別紙様式第一号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧平成十八年改正府令附則第四条中「改正法」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「届出書に同条第二項に規定する書類を添付して、」とあるのは「届出書を」と、「保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号。以下「改正令」という。）」とあるのは「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百三十八号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）」と、旧平成十八年改正府令附則第十五条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「第二百十一條の六十二及び第二百十一條の六十三の規定の適用については、規則第二百十一條の六十二中」（法第二百五十一條第二項及び第三項により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める

正後の保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の認可を受けた者を除く。）については、旧平成十八年改正府令附則第四条、第十五条から第二十二條まで（第十七条を除く。）及び第二十四条並びに附則別紙様式第一号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧平成十八年改正府令附則第四条中「改正法」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「届出書に同条第二項に規定する書類を添付して、」とあるのは「届出書を」と、「保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号。以下「改正令」という。）」とあるのは「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百三十八号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）」と、旧平成十八年改正府令附則第十五条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「第二百十一條の六十三の規定の適用については、」法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十七條第四項（法第二百五十一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とあるのは「法第二

事項は、次に掲げる事項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百七十七条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）とする」とあるのは「に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする」と、規則第二百十一条の六十三中「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百七十七条第三項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百七十七条第三項」とあるのは「第二百十一条の六十三の二を除く。」の規定の適用については、規則第二百十一条の六十一各号列記以外の部分中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法（以下この節において「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法」という。）第二百七十二条の二十九」と、同条第一号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、同条第

二号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「移転先会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表」とあるのは「移転先会社が認可特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律（第二百十一条の六十四第二項、第二百十一条の六十四の二及び第二百十一条の六十六第三号において「平成十七年改正法」という。）附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。次条第六号、第二百十一条の六十四第二項第十二号及び第十三号並びに第二百十一条の六十四の二第四号において同じ。）の場合にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十三条第二項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等の場合にあつては日本における保険業の貸借対照表。第二百十一条の六十四第二項第四号において同じ。」と、規則第二百十一条の六十二中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、「（法第二百五十一条第二項及び第三項により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（法第二百五十一条第二項及び

保険業者をいう。第二百十一条の六十四第二項において同じ。）の場合にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十三条第二項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等の場合にあつては日本における保険業の貸借対照表。第二百十一条の六十四第二項第四号において同じ。」と、規則第二百十一条の六十二中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、規則第二百十一条の六十三中「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項の公告又は通知（以下この条において「公告等」という。）の時に於いて被保険者のために積み立てるべき金額及び未經過期間」と、「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項の公告」とあるのは「公告等」と、「保険料の金額」とあるのは「保険料の金額の合計額」と、

第三項の規定により法第二百七十二条の二十九において準用する法第二百三十七条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項」とする」とあるのは「に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする」と、同条第三号及び第六号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社（認可特定保険業者を除く。）」と、同条第四号、第五号及び第七号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、規則第二百十一条の六十三中「法第二百七十二条の二十九において準用する法第二百三十七条第三項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第二百三十七条第三項」と、「未經過期間」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第二百三十七条第一項の公告又は通知（以下この条において「公告等」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額及び未經過期間」と、「法第二百七十二条の二十九において準用する法第二百三十七条第一項の公告」とあるのは「公告等」と、「保険料の金額」とあるのは「保険料の金額の合計額」と、規則第二百十一条の六十四第一項中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、「移

規則第二百十一条の六十四第一項中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、「移転会社及び移転先会社の連名の認可申請書」とあるのは「認可申請書を移転業者の」と、同条第二項第二号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、同項第三号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「株主総会等」とあるのは「株主総会等（旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第二百三十六条第一項に規定する株主総会等をいう。）」と、同項第四号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「貸借対照表（移転先会社が外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）」とあるのは「貸借対照表」と、同項第五号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同項第六号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「移転対象契約」とあるのは「移転対象契約（旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第二百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。以下この項及び第二百十一条の六十六において同じ。）」と、「責任準備金の額」とあるのは「責任準備金に相当する額」と、同項第七号中「準備金の額」とあるのは「準備金に相当する額」と、同項中「八 法第二百七十二条の二十九において準用する法第二百三十五条第一項の契約により移転対象契約と

転会社及び移転先会社の連名の認可申請書を」とあるのは「認可申請書を移転業者の」と、同条第二項中「限り、法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあつては、第一号から第五号まで、第七号から第十二号まで、第十八号及び第十九号に掲げる書類（を添付しなければならない）」とあるのは「限る。」を添付しなければならない」と、同項第二号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、同項第三号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「株主総会等」とあるのは「株主総会等（旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十六條第一項に規定する株主総会等をいう。）」と、同項第四号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「貸借対照表（移転先会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）」とあるのは「貸借対照表」と、同項第五号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同項第七号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同号イ及びロ中「準備金の額」とあるのは「準備金に相当する額」と、同項中「八 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価

ともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面」とあるのは「八 旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面 八の二 移転先会社が認可特定保険業者である場合にあつては、次に掲げる書面 イ 移転対象契約について、その保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面 ロ 移転先会社を保険者とする保険契約について、イに定める事項を記載した書面」と、同項第十一号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、「公告」とあるのは「公告又は通知」と、同項中「十二 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第二百一十一条の六十三に規定する金額が、法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項（法第二百五十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面」とあるのは「十二 旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第二百一十一条の六十三に規定する金額が、旧平成十七年改正法附則第四条第七項にお

額を記載した書面」とあるのは「八 旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面 八の二 移転先会社が認可特定保険業者である場合にあっては、次に掲げる書面 イ 移転対象契約について、その保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面 ロ 移転先会社を被保険者とする保険契約について、イに定める事項を記載した書面」と、同項第十一号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、「公告及び通知」とあるのは「公告又は通知」と、同項中「十二 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項の異議を述べるべき期間内に異議を述べた移転対象契約者の数又はその者の第二百十一条の六十三に規定する金額が、法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第三項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面」とあるのは「十二 旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項の異議を述べるべき期間内に異議を述べた移転対象契約者の数又はその者の第二百十一条の六十三に規定する金額が、旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読

いて読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面 十二の二 移転先会社が認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百三十一条第一項の規定により保険計理人の選任を要する者に限る。）である場合には、移転対象契約に係る責任準備金に相当する額が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられているかどうかについて、当該認可特定保険業者の保険計理人が確認した結果を記載した意見書 十二の三 次のイからハまでに掲げる移転先会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該保険契約の移転が旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十九条第二項第一号（移転先会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見（移転先会社が認可特定保険業者である場合にあっては、当該保険契約の移転に係る特定保険業（平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この号において同じ。）が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められる旨の意見を含む。）が記載されたもの（当該行政機関が移転業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。） イ 認可特定保険業者 その行政庁 ロ 保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者（令第四十七条の二第三項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者

み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第三項に定める割合を超えなかったことを証する書面
十二の二 削除 十二の三 次のイからハまでに掲げる移転先会社
の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面
であつて、当該保険契約の移転が旧平成十七年改正法附則第四条第
七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九におい
て準用する法第三百三十九条第二項第一号（移転先会社に係る部分に
限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見（移転先会社
が認可特定保険業者である場合にあっては、当該保険契約の移転に
係る特定保険業（平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特
定保険業をいう。以下この号において同じ。）が当該保険契約の移
転を受ける前に当該移転先会社の行っていた特定保険業の全部又は
一部と実質的に同一のものであると認められる旨の意見を含む。）
が記載されたもの（当該行政機関が移転業者の金融庁長官等と同一
であるときを除く。）イ 認可特定保険業者 その行政庁 ロ
保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者（令第四十七条の
二第三項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者に限
る。） 金融庁長官 ハ 少額短期保険業者（ロに掲げる者を除く
。） その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当
該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡
財務支局長）と、同項第十三号中「前号」とあるのは「第十二号
」と、「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同項第十五号中「
移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社（認可特定保険

に限る。） 金融庁長官 ハ 少額短期保険業者（ロに掲げる者を
除く。） その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長
（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、
福岡財務支局長）と、同項第十四号中「法第二百七十二条の二十
九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読
み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、規則第二百十
一条の六十五中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十
七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百
七十二条の二十九」と、規則第二百十一条の六十六中「移転会社
の法第二百七十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類
に定めた事項のうちの移転対象契約に関する部分」とあるのは「移
転対象契約に関する事項」と、「法第二百七十二条の二十九」とあ
るのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて
適用する法第二百七十二条の二十九」と、「又は変更」とあるのは
「又は変更若しくは届出」と、同条中「二 法第二百七十二条の二
第二項第二号から第四号までに掲げる書類 法第二百七十二条の十
九第一項の変更」とあるのは「二 法第二百七十二条の二第二項第
二号から第四号までに掲げる書類 法第二百七十二条の十九第一項
の変更 三 平成十七年改正法附則第二条第三項第二号から第四号
までに掲げる書類 平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項
において読み替えて準用する法第二百二十三条第一項の規定による認
可又は同条第二項の届出」とする。この場合において、規則第二十
一条の六十四第二項第十三号の規定は適用しない」と、旧平成十

業者を除く。）」と、同項第十七号及び第十九号中「法第二百七十二條の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四條第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九」と、規則第二百十一條の六十四の二中「法第二百七十二條の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四條第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九」と、同条第二号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同条第四号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社（認可特定保険業者を除く。）」と、規則第二百十一條の六十五中「法第二百七十二條の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四條第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九」と、規則第二百十一條の六十六中「移転会社の法第二百七十二條の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項のうちの移転対象契約に関する部分」とあるのは「移転対象契約に関する事項」と、「法第二百七十二條の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四條第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九」と、「又は変更」とあるのは「又は変更若しくは届出」と、同条中「二 法第二百七十二條の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類 法第二百七十二條の十九第一項の変更」とあるのは「二 法第二百七十二條の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類 法第二百七十二條の十九第一項の変更 三 平成十七年改正法附則第二條第三項第二号から第四号までに掲げる書類 平成十七年改正法附則第四條第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十三條第一項

八年改正府令附則第十六條中「改正法附則第四條第七項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する規則第二百十一條の六十四の規定の適用については、同条第二項第三号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、同項第十二号中「法第二百七十二條の二十九において準用する法第二百三十七條第四項（法第二百五十一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「法第二百七十二條の二十九において準用する法第二百三十七條第四項」と、同項第十四号中「その他」とあるのは「移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、規則第二百十一條の六十四第二項第十三号の規定は適用しない」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第五條第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四條第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九において準用する法第二百三十九條第一項の規定による認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請に係る保険契約の移転について前条において読み替えて適用する規則第二百十一條の六十四第二項第十二号の三の規定により意見書を作成した行政機関に

の規定による認可又は同条第二項の届出」とする。この場合において、規則第二百十一條の六十二第七号、規則第二百十一條の六十四第二項第十四号、同項第十八号及び第二百十一條の六十四の二第五号の規定は適用しない」と、旧平成十八年改正府令附則第十六条中「改正法附則第四条第七項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する規則第二百十一條の六十四の規定の適用については、同条第二項中「限り、法第二百五十條第一項の規定により保険契約の移転をする場合及び更生特例法第二百六十二條第五号又は第三百五十九條第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二條第五号又は第三百五十九條第一号に掲げる行為をする場合にあつては、第一号から第五号まで、第七号から第十二号まで、第十八号及び第十九号に掲げる書類」を添付しなければならない」とあるのは「限る。」を添付しなければならない」と、同項第三号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、同項第十二号中「法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十七條第三項（法第二百五十一條第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十七條第三項」と、同項第十九号中「その他」とあるのは「貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において

通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」と、旧平成十八年改正府令附則第十八条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、同条第一項第三号中「株主總會等」とあるのは、「株主總會等（これに相当するものを含む。）」とする」とあるのは「同条第一項中「法第二百七十二條の三十第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第八項において読み替えて適用する法（以下この条において「旧平成十七年改正法附則第四条第八項において読み替えて適用する法」という。）第二百七十二條の三十第一項」と、同項第二号中「事業の譲渡」とあるのは「特定保険業（保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。第五号において同じ。）に係る事業の譲渡」と、同項第三号中「株主總會等」とあるのは「社員總會又は評議員会」と、同項第五号中「事業又は」とあるのは「特定保険業に係る事業又は」と、「事業に係る」とあるのは「特定保険業に係る事業に係る」とする。この場合において、同条第一項第六号から第八号まで並びに同条第二項及び第三項の規定は適用しない」と、旧平成十八年改正府令附則第十九条中「改正法

て、同項第十八号の規定は適用しない」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百十九条第一項の規定による認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請に係る保険契約の移転について前条において読み替えて適用する規則第二百十一条の六十四第四項第十二号の三の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」と、旧平成十八年改正府令附則第十八条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは、「株主総会等（これに相当するものを含む。）」とする」とあるのは「同条第一項中「法第二百七十二条の三十第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第八項において読み替えて適用する法（以下この条において「旧平成十七年改正法附則第四条第八項において読み替えて適用する法」という。）第二百七十二条の三十第一項」と、同項第二号中「事業の譲渡」とあるのは「特定保険業（保

」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「規則第二百十一条の六十九の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする」とあるのは「規則第二百十一条の六十八から第二百十一条の七十までの規定の適用については、規則第二百十一条の六十八中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法（以下この節において「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法」という。）第二百七十二条の三十第二項」と、規則第二百十一条の六十九第一項中「法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十五条第一項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十五条第一項」と、「委託会社（法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「認可申請書を委託業者（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「及び受託会社（法第二百七十二条の三十第二項にお

険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。第五号において同じ。）に係る事業の譲渡」と、同項第三号中「株主総会等」とあるのは「社員総会又は評議員会」と、同項第五号中「事業又は」とあるのは「特定保険業に係る事業又は」と、「事業に係る」とあるのは「特定保険業に係る事業に係る」とする。この場合において、同条第一項第六号から第八号まで並びに同条第二項及び第三項の規定は適用しない」と、旧平成十八年改正府令附則第十九条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「規則第二百十一条の六十九の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする」とあるのは「規則第二百十一条の六十八から第二百十一条の七十までの規定の適用については、規則第二百十一条の六十八中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法（以下この節において「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法」という。）第二百七十二条の三十第二項」と、規則第二百十一条の六十九第一項中「法第二百七十二

いて準用する法第四百十四条第一項に規定する受託会社をいう。次項及び次条において同じ。）の連名の認可申請書を金融庁長官等」とあるのは「の金融庁長官等」と、同条第二項第二号中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、同項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「委託業者及び受託会社（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百十四条第一項に規定する受託会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、「株主総会等」とあるのは「株主総会等（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百十四条第二項に規定する株主総会等をいう。次条第二項第三号において同じ。）」と、同項第四号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「受託会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表」とあるのは「受託会社が認可特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。以下この項において同じ。）の場合にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百十三条第二項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）別

の三十第二項において準用する法第四百四十五条第一項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十五条第一項」と、「委託会社（法第二百七十二条の三十第二項）」とあるのは「認可申請書を委託業者（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項）」と、「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「及び受託会社（法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十五条第一項に規定する受託会社をいう。次項及び次条において同じ。）の連名の認可申請書を金融庁長官等」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項第二号中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、同項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「委託業者及び受託会社（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十五条第一項に規定する受託会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、「株主総会等」とあるのは「株主総会等（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十五条第一項に規定する株主総会等をいう。次条第二項第三号において同じ。）」と、同項第四号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「受託会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表」とあるのは

紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等の場合にあつては日本における保険業の貸借対照表。次条第二項第四号において同じ。」と、同項中「六 受託会社が委託会社の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十八条第一項の規定による表示する方法を記載した書面」とあるのは「六 受託会社が委託業者の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十八条第一項の規定による表示をする方法を記載した書面 六の二 次のイからハまでに掲げる受託会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該認可の申請に係る業務及び財産の管理の委託が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十五条第二項第一号（受託会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの（当該行政機関が委託業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。） イ 認可特定保険業者 その行政庁 ロ 保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者（令第四十七条の二第三項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。） 金融庁長官 ハ 少額短期保険業者（ロに掲げる者を除く。） その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）」と、同項第七号中「法第二百

「受託会社が認可特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。以下この項において同じ。）の場合にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百三十三条第二項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等の場合にあつては日本における保険業の貸借対照表。次条第二項第四号において同じ。」と、同項中「六 受託会社が委託会社の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百八条第一項の規定による表示をする方法を記載した書面」とあるのは「六 受託会社が委託業者の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百八条第一項の規定による表示をする方法を記載した書面 六の二 次のイからハまでに掲げる受託会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該認可の申請に係る業務及び財産の管理の委託が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百十五号第二項第一号（受託会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見が記載された

七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、規則第二百十一号の七十第一項中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、「委託会社及び受託会社の連名の認可申請書」とあるのは「認可申請書を委託業者の」と、同条第二項第三号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、同項第四号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「貸借対照表（受託会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）」とあるのは「貸借対照表」と、同項中「六 管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合においては、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面」とあるのは「六 管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合においては、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面 六の二 前条第二項第六号の二イからハまでに掲げる受託会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該変更又は解除の認可の申請に係る業務及び財産の管理の委託が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百十五号第二項第一号（受託会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨（解除の認可の申請の場合にあつては、既存の業務及び財産の

もの（当該行政機関が委託業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。） イ 認可特定保険業者 その行政庁 ロ 保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者（令第四十七条の二第三項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。） 金融庁長官 ハ 少額短期保険業者（ロに掲げる者を除く。） その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）と、同項第七号中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、規則第二百十一条の七十第一項中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、「委託会社及び受託会社の連名の認可申請書」とあるのは「認可申請書を委託業者の」と、同条第二項第三号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、同項第四号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「貸借対照表（受託会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）」とあるのは「貸借対照表」と、同項中「六 管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合においては、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面」とあるのは「六 管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合においては、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記

管理の委託がこれらの基準のいずれかに適合しなくなった旨）の見が記載されたもの（当該行政機関が委託業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。）とすると、旧平成十八年改正府令附則第二十条中「改正法附則第四条第九項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する規則第二百十一条の七十の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等」とあるのは「受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等」とする」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において適用する法第四百十五条第一項又は第四百九条第二項の規定による認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請について前条において読み替えて適用する規則第二百十一条の六十九第二項第六号の二又は第二百十一条の七十第二項第六号の二の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」と、旧平成十八年改正府令附則第二十一条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは「株主総会等（これに相当するものを含む。）」と、同項第八号中「法第六百六十五条の七第二項（法第六百六十五条の十二において準用する場合を含む。）」、法第六百六十五条の十七第二項（法第六百六十五条の二十において準用

載した書面 六の二 前条第二項第六号の二イからハまでに掲げる受託会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該変更又は解除の認可の申請に係る業務及び財産の管理の委託が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百十五條第二項第一号（受託会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨（解除の認可の申請の場合にあつては、既存の業務及び財産の管理の委託がこれらの基準のいずれかに適合しなくなった旨）の意見が記載されたもの（当該行政機関が委託業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。）とする」と、旧平成十八年改正府令附則第二十条中「改正法附則第四条第九項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する規則第二百十一條の七十の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等」とあるのは「受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等」とする」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二條の三十第二項において準用する法第四百十五條第一項又は第四百九十九條第二項の規定による認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請について前条において読み替えて適用する規則第二百十一條の六十九第二項第六号の二又は第二百十一條の七十第二項第六号の二の規定により意見書を作成した行政機関に通知するも

する場合を含む。）又は法第六十五條の二十四第二項」とあるのは「会社法第七百八十九條第二項、第七百九十九條第二項又は第八百十條第二項」と、同項第十六号中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「取締役、執行役又は監査役（これらに相当するものを含む。）」と、同項第二十一号中「その他」とあるのは「合併により消滅する特定保険業者の保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、同項第九号及び第十三号の規定は適用せず、同項第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号の規定は、当該特定保険業者が株式会社である場合に限り適用する」とあるのは「同条第一項中「法第六十七條第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法（以下この条

のとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」と、旧平成十八年改正府令附則第二十一条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは「株主総会等（これに相当するものを含む。）」と、同項第八号中「法第百六十五条の七第二項（法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。）」、法第百六十五条の十七第二項（法第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）又は法第百六十五条の二十四第二項」とあるのは「会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項」と、同項第十六号中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「取締役、執行役又は監査役（これらに相当するものを含む。）」と、同項第二十一号中「その他」とあるのは「合併により消滅する特定保険業者の保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあっては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、同項第九号及び第十三号の規定は適用せず、同項第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号の規定は、当該特定保険業者が株式会社である場合に限り適用する」

において「旧平成十七年改正法附則第四条第十一项において読み替えて適用する法」という。）第百六十七条第一項」と、「添付して」とあるのは「添付して、吸収合併存続法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四条第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下この条において同じ。）の」と、同項第三号中「株主総会等」とあるのは「社員総会又は評議員会」と、同項中「四 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「四 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書 四の二 当事者である特定保険業（保険業法等の一部を改正する法律（第十六号の二において「平成十七年改正法」という。）附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この号及び次号において同じ。）を行う者が二以上の合併の認可の申請の場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面 イ 合併後存続する移行法人が当該合併前に行っていた特定保険業に関する次に掲げる事項 (1) 保険の種類 (2) 保険契約者の範囲 (3) 被保険者又は保険の目的の範囲 (4) 保険金の支払事由 ロ 合併後存続する移行法人が当該合併後に行う特定保険業に関するイ(1)から(4)までに掲げる事項」と、同項第五号中「当事者である保険会社等」とあるのは「当事者である特定保険業を行う者」と、「責任準備金の額」とあるのは「責任準備金の額又はこれに相当する額」と、同項第六号中「保険会社又は合併により設立される保険会社」とあるのは「移行法人」と、同項第八号中「法第百六十五条の七第二項（法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。）」、法第百六十五条の十七第

とあるのは「同条第一項中「法第六十七條第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五條第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四條第十一項において読み替えて適用する法（以下この条において「旧平成十七年改正法附則第四條第十一項において読み替えて適用する法」という。）第六十七條第一項」と、「添付して」とあるのは「添付して、吸収合併存続法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四條第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下この条において同じ。）の」と、同項第三号中「株主総会等」とあるのは「社員総会又は評議員会」と、同項中「四 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「四 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書 四の二 当事者である特定保険業（保険業法等の一部を改正する法律（第十六号の二において「平成十七年改正法」という。）附則第二條第一項に規定する特定保険業をいう。以下この号及び次号において同じ。）を行う者が二以上の合併の認可の申請の場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面 イ 合併後存続する移行法人が当該合併前に行っていた特定保険業に関する次に掲げる事項 (1) 保険の種類 (2) 保険契約者の範囲 (3) 被保険者又は保険の目的の範囲 (4) 保険金の支払事由

二項（法第六十五條の二十において準用する場合を含む。）又は法第六十五條の二十四第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八條第二項又は第二百五十二條第二項」と、「これらの規定による」とあるのは「当該」と、同項第十二号中「法第六十五條の八第二項、第六十五條の十八第二項又は会社法第七百九十條第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十九條第二項」と、同項第十五号中「当事者（保険会社を除く。）」とあるのは「当事者」と、同項中「十六 合併に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書」とあるのは「十六 合併に際して就任する理事又は監事があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書 十六の二 次のイからニまでに掲げる吸収合併消滅法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四條第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、当該イからニまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該合併が旧平成十七年改正法附則第四條第十一項において読み替えて適用する法第六十七條第二項第一号（吸収合併消滅法人に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの（当該行政機関が吸収合併存続法人の金融庁長官等と同一であるときを除く。） イ 認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二條第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。）」その行政庁 ロ 保険契約管理業者（平成十七年改正法附則第二

ロ 合併後存続する移行法人が当該合併後に行う特定保険業に関するイ(1)から(4)までに掲げる事項」と、同項第五号中「当事者である保険会社等」とあるのは「当事者である特定保険業を行う者」と、「責任準備金の額」とあるのは「責任準備金の額又はこれに相当する額」と、同項第六号中「保険会社又は合併により設立される保険会社」とあるのは「移行法人」と、同項第八号中「法第六十五条の七第二項（法第六十五条の十二において準用する場合を含む。）」、法第六十五条の十七第二項（法第六十五条の二十において準用する場合を含む。）又は法第六十五条の二十四第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条第二項又は第二百五十二条第二項」と、「これらの規定による」とあるのは「当該」と、同項第十二号中「法第六十五条の八第二項、第六十五条の十八第二項又は会社法第七百九十条第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十九条第二項」と、同項第十五号中「当事者（保険会社を除く。）」とあるのは「当事者」と、同項中「十六 合併に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書」とあるのは「十六 合併に際して就任する理事又は監事があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書 十六の二 次のイからニまでに掲げる吸収合併消滅法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四条第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、当該イからニまでに定める

条第十二項に規定する保険契約管理業者をいう。）その行政庁ハ 移行法人（令第四十七条の二第一項の規定により金融庁長官の指定する移行法人に限る。）金融庁長官 ニ 移行法人（ハに掲げる者を除く。）その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）」と、同項第二十一号中「法第六十七条第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法第六十七条第二項」と、同条第三項中「法第二条第十五項の規定は、第一項第二十号に規定する議決権について準用する」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法第六十七条第一項の認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請に係る合併について前項第十六号の二の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」とする。この場合において、同条第一項第九号から第十一号まで、第十三号、第十四号及び第十七号から第二十号まで並びに同条第二項の規定は適用しない」と、旧平成十八年改正法附則第二十二条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正法附則第二十四条の見出し中「特定保険業者であつた保険会社等」とあるのは「移行法人から保険契約の移転を受けた保険会社等」と、同条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十

行政機関が作成した書面であつて、当該合併が旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法第百六十七条第二項第一号（吸収合併消滅法人に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの（当該行政機関が吸収合併存続法人の金融庁長官等と同一であるときを除く。） イ 認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二条第七項第一号ホ⁽⁷⁾に規定する認可特定保険業者をいう。） その行政庁 ロ 保険契約管理業者（平成十七年改正法附則第二条第十二項に規定する保険契約管理業者をいう。） その行政庁 ハ 移行法人（令第四十七条の二第二項の規定により金融庁長官の指定する移行法人に限る。） 金融庁長官 ニ 移行法人（ハに掲げる者を除く。） その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）」と、同項第二十一号中「法第百六十七条第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法第百六十七条第二項」と、同条第三項中「法第二条第十五項の規定は、第一項第二十号に規定する議決権について準用する」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法第百六十七条第一項の認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請に係る合併について前項第十六号の二の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」とする。この場合において、同条第一項第九号から第十一号まで、第十三号、第十四号及び第

七年改正法」と、「新規則」とあるのは「規則」と、旧平成十八年改正府令附則別紙様式第一号中「特定保険業者」とあるのは「移行法人」と、「保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第38号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定に基づき、改正法附則第3条第2項各号に掲げる書類を添付して」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第51号）附則第2条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「旧平成17年改正法」という。）附則第5条第8項の規定により読み替えて適用する旧平成17年改正法附則第3条第1項の規定に基づき」と、「資本金若しくは出資金の額又は基金の総額」とあるのは「出資金の額又は基金の総額」とする。

十七号から第二十号まで並びに同条第二項の規定は適用しない」と、旧平成十八年改正府令附則第二十二条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正府令附則第二十四条の見出し中「特定保険業者であつた保険会社等」とあるのは「移行法人から保険契約の移転を受けた保険会社等」と、同条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「新規則」とあるのは「規則」と、旧平成十八年改正府令附則別紙様式第一号中「特定保険業者」は「移行法人」を、「保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定に基づき、改正法附則第3条第2項各号に掲げる書類を添付して」は「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第51号）附則第2条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「旧平成17年改正法」という。）附則第5条第8項の規定により読み替えて適用する旧平成17年改正法附則第3条第1項の規定に基づき」を、「資本金若しくは出資金の額又は基金の総額」は「出資の額又は基金の総額」をいう。	3 (略)
--	------------------

○ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第二十三号）附則第二条第一項から第三項までの規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）

改 正 案	現 行
附 則 （特定保険業者の保険契約の移転） 第十五条 改正法附則第四条第七項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する保険業法施行規則（以下「規則」という。）第二百十一条の六十二及び第二百十一条の六十三の規定の適用については、規則第二百十一条の六十二中「（法第二百五十一条第二項及び第三項により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項）とする」とあるのは「に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする」と、規則第二百十一条の六十三中「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第三項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるの	附 則 （特定保険業者の保険契約の包括移転） 第十五条 改正法附則第四条第七項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する保険業法施行規則（以下「規則」という。）第二百十一条の六十三の規定の適用については、「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項」とする。

は「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第三項」とする。

第十六条 改正法附則第四条第七項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する規則第二百十一条の六十四の規定の適用については、同条第二項中「限り、法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあつては、第一号から第五号まで、第七号から第十二号まで、第十八号及び第十九号に掲げる書類」を添付しなければならない」とあるのは「限る。」を添付しなければならない」と、同項第三号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、同項第十二号中「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第三項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第三項」と、同項第十九号中「その他」とあるのは「貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、同項第十八号の規定は適用しない。

第十六条 改正法附則第四条第七項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する規則第二百十一条の六十四の規定の適用については、同条第二項第三号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、同項第十二号中「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項」と、同項第十四号中「その他」とあるのは「移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、規則第二百十一条の六十四第二項第十三号の規定は適用しない。

(特定保険業者の会社分割の認可の申請)

第二十二条 改正法附則第四条第十二項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する規則第二百五条の六の規定の適用については、同条第一項第三号中「株主総会」とあるのは「株主総会（これに相当するものを含む。）」と、同項第十号中「法第七十三条の四第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者」とあるのは「会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による公告をしたこと及び異議を述べた保険契約者（これらの規定による公告の時に既に保険金請求権等が生じている保険契約（当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。）に係る保険契約者に限る。）その他の債権者があるときは、その者」と、同項第十五号中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「取締役、執行役又は監査役（これらに相当するものを含む。）」と、同項第二十一号中「その他」とあるのは「貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあっては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、同項第六号二、第九号及び第十一号の規定は適用せず、同項第十号、第十二号及び第十三号の規定は、当該特定保険業者が株式会社である場合に限り適用する。

(特定保険業者の会社分割の認可の申請)

第二十二条 改正法附則第四条第十二項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する規則第二百五条の六の規定の適用については、同条第一項第三号中「株主総会」とあるのは「株主総会（これに相当するものを含む。）」と、同項第十号中「法第七十三条の四第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者」とあるのは「会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による公告をしたこと及び異議を述べた保険契約者（これらの規定による公告の時に既に保険金請求権等が生じている保険契約（当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。）に係る保険契約者に限る。）その他の債権者があるときは、その者」と、同項第十五号中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「取締役、執行役又は監査役（これらに相当するものを含む。）」と、同項第二十一号中「その他」とあるのは「吸収分割会社又は新設分割会社が会社分割により承継させる保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、会社分割により保険契約を承継する保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあっては、当該資産につ

いて不動産鑑定士を含む。)が確認した書類その他」とする。この場合において、同項第九号及び第十一号の規定は適用せず、同項第十号、第十二号及び第十三号の規定は、当該特定保険業者が株式会社である場合に限り適用する。